

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和元年9月1日 16時00分ごろ
発生場所	沖縄県本部町渡久地港 渡久地港本部防波堤灯台から真方位192°900m付近 （概位 北緯26°38.0′ 東経127°52.4′）
事故の概要	プレジャーボート（船名なし）は、渡久地港を北進中、転覆した。 プレジャーボートは、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和元年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.8m×約1.1m×約0.5m、FRP ガソリン機関（船外機）、2.6kW、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 40歳 操縦免許 なし
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波向 南、波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、令和元年8月31日21時00分ごろ操縦者1人及び知人2人が乗り、渡久地港南に位置するビーチ（以下「本件ビーチ」という。）から出発して西方沖約900mに所在する防波堤（以下「本件防波堤」という。）に2往復して知人4人を運んだ。</p> <p>操縦者は、本船を本件防波堤に係留して知人4人と共に釣りをし、翌9月1日の朝、帰宅する知人1人を本件ビーチまで渡した後、本件防波堤に戻って再び釣りをし、15時00分ごろほかの知人1人と本件ビーチに戻って食料等を購入した。</p> <p>本船は、操縦者及び知人1人が乗り、本件ビーチを出発して西進した後、右回頭して北進したところ、船尾方から波を受けて船内に海水が流入して滞留し、16時00分ごろ船尾側に傾斜して転覆した。</p>

	<p>操縦者及び知人1人は、本船に装備していた係留用ロープを本件防波堤にいた知人2人に投げ、本船につかまった状態で引っ張ってもらい救助された。</p> <p>本船は、操縦者が、船外機を外してガソリンを抜いた後、装備していた予備の燃料缶のガソリンを入れて船外機の始動を試みたものの始動しなかった。</p> <p>操縦者及び知人3人は、本船にオール2本を備えていたものの、波が高くオールで漕いで本件ビーチに戻るのは危険と判断し、18時18分ごろ海上保安庁に通報した後、来援した海上保安庁の搭載艇に救助された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1～2 本船、写真3 本船の船外機 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者及び知人4人は、本事故当時、フローティングベストを着用していた。</p> <p>本船は、長さが3m未満(全長×0.9)のミニボート規格で、船外機の出力は2.6kW(3.5馬力)であった。</p> <p>操縦者は、これまでに本船を手漕ぎボートとして乗ることがあったが、船外機を搭載して本船に乗ることは初めてであった。</p> <p>本船は、本事故当時の乾舷(海面から舷縁までの高さ)が20cm未満で、操縦者は想像していたよりも乾舷がなかったと感じていた。</p> <p>操縦者は、本事故発生日の朝から風が強くなり、波が高くなったことを認めていたが、夕方には穏やかになるだろうと思っていた。</p> <p>国土交通省海事局の「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」によれば、ミニボートが安全に航行できるのは、波高は20cmまで、風速では4m/s以下が目安とされている。</p> <p>小型船舶登録規則(平成14年国土交通省令第4号)第2条第1項、船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第2条第2項第1号口及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)第2条第2項第1号によれば、本船は、長さが3m未満であり、小型船舶の登録が必要ないものの、エンジンの出力が1.5kW(2.039馬力)を超えるので船舶検査を受検する必要があり、また、操縦する際は小型船舶操縦士の免許が必要となる。</p> <p>本船は、船舶検査を受検していなかった。また、操縦者は、小型船舶操縦免許を取得していなかった。</p> <p>操縦者によれば、船外機は、知人の家族が所有していたもので、知人の家族がインターネットで購入した時から船外機に「2」の表示がされており、操縦者及び知人は2馬力の船外機と思い、船舶検査の必要がなく、また、本船の操縦には小型船舶操縦免許証が必要ないと思っていた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、渡久地港を北進中、風が強く、波が高くなっていた状況下、操縦者が、風及び波がいずれ穏やかになるだろうと思い、釣りを続けようと本件防波堤に向かって航行を続けたことから、船尾方から波を受けて船内に海水が流入して滞留し、船尾側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、船舶検査を受検していなかったことから、航行の用に供してはならなかった。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許を取得していなかったことから、本船を操縦してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が渡久地港を北進中、風が強く、波が高くなっていた状況下、操縦者が、風及び波がいずれ穏やかになるだろうと思い、釣りを続けようと本件防波堤に向かって航行を続けたため、船尾方から波を受けて船内に海水が流入して滞留し、船尾側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長さ3m未満のミニボート規格の船舶は、乾舷が低く、風と波の影響を受けやすいので、最新の気象情報を入手し、天候の悪化が予想される場合は、出航を控える又は速やかに帰航すること。 ・長さ3m未満のミニボート規格の船舶を所有する者は、船体の長さ及び船外機の出力を確認し、必要な場合は、船舶検査を受検及び小型船舶操縦免許を取得すること。

付図1 事故発生経過概略図

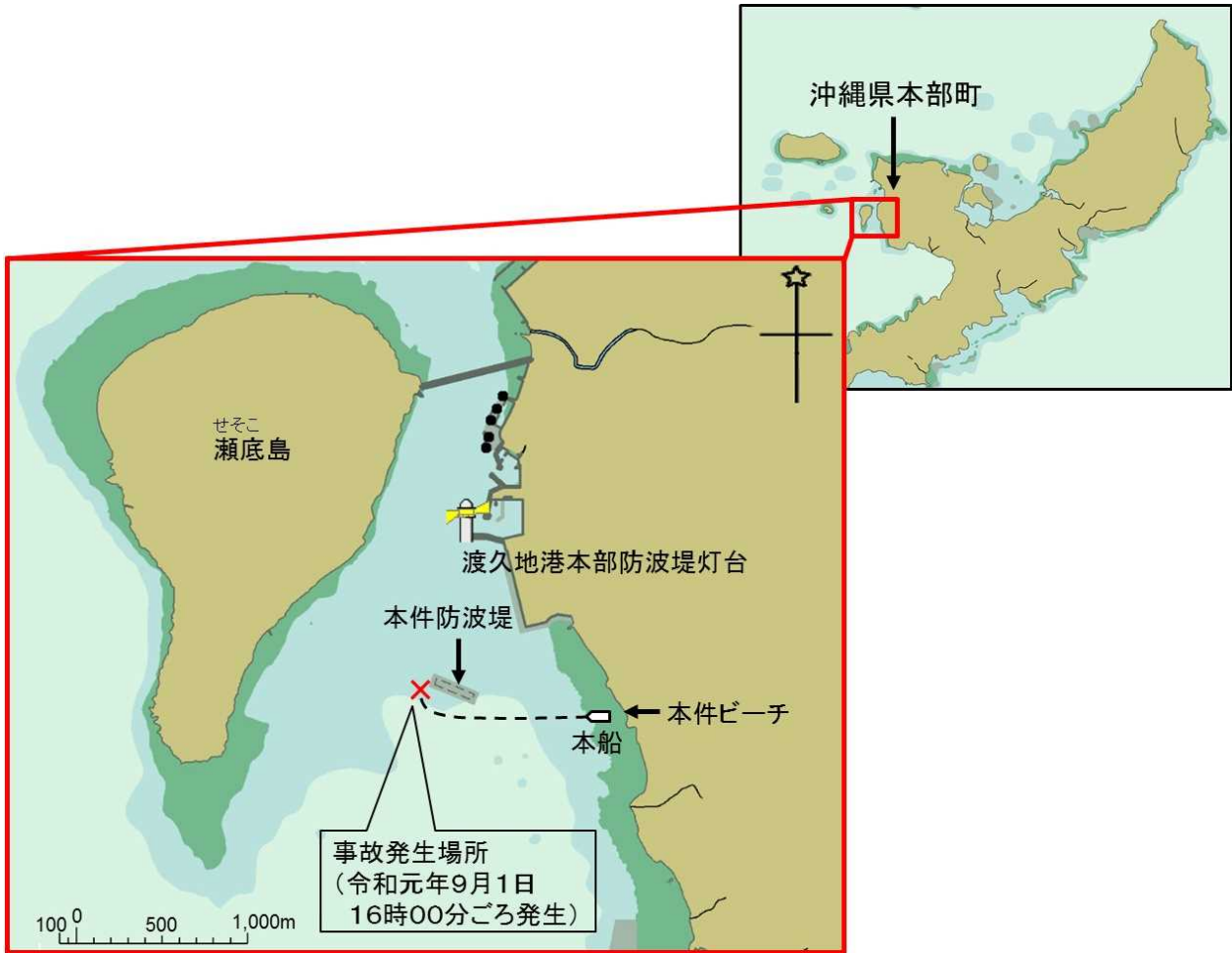


写真1 本船



写真2 本船



写真3 本船の船外機

